

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和6年5月1日

紀の川市長 岸 本 健

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積(ha)	経営管理権の存続期間	備 考
集5-2	紀の川市切畑 字葛城969-251	14-イ-7	山林	0.4855	公告の日から5年を 経過する日	
	紀の川市切畑 字葛城969-254	9-ロ-2, 9-イ-18	山林	0.4584	公告の日から5年を 経過する日	
集5-4	紀の川市切畑 字葛城1071	14-イ-4, 7	山林	1.0372	公告の日から5年を 経過する日	
集5-6	紀の川市切畑 字葛城969-393	8-ハ-1	山林	0.2093	公告の日から5年を 経過する日	
	紀の川市切畑 字葛城969-250	8-ハ-1, 9, 10, 11	山林	0.7166	公告の日から5年を 経過する日	
集5-8	紀の川市切畑 字葛城1229	8-ハ-8, 11, 12, 13, 14, 16	山林	2.0573	公告の日から5年を 経過する日	
	紀の川市切畑 字葛城969-90	8-ハ-12, 13, 17	山林	0.3784	公告の日から5年を 経過する日	
集5-9	紀の川市切畑 字葛城969-343	8-ハ-16, 17	山林	0.3961	公告の日から5年を 経過する日	
集5-10	紀の川市切畑 字葛城969-344	8-ハ-17, 18	山林	0.0271	公告の日から5年を 経過する日	

2 縦覧場所 紀の川市農林商工部林務課
紀の川市ホームページ (<http://www.city.kinokawa.lg.jp>)

3 本公告により、紀の川市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。